

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機 設計及び工事計画）【92】

2. 日時：令和4年2月17日 10時30分～11時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

岩崎安全審査官、藤田審査チーム員

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他7名※

電源開発株式会社

原子力技術部 炉心・安全室 上席課長※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

・なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	こちら規制庁フジタですそれでは本日の島根に設工認のヒアリングを開始しますので中国電力ご説明よろしくお願いたします。
0:00:13	中国電力の原です。それでは、放射線管理施設の線量に関する説明書とあとパニック域に関する
0:00:22	前回ヒアリングのコメント回答についてご説明させていただきます。
0:00:27	まず資料確認をさせていただきます。
0:00:33	N-Sに他iPhone049。
0:00:37	N-S2.1002 回 010 図 2- . 1002 回 01 加古日。
0:00:47	N-Sに、
0:00:48	. 1057 回 01、NS2-添 1-05701、括弧日。
0:00:59	N-S2-方-010 回 03。
0:01:04	以上 6 点となります。資料はおあり、おそろいでしょうか。
0:01:09	規制庁フジタです資料そろってます。
0:01:13	はい。
0:01:14	それでは、ご説明させていただきます。
0:01:18	NS2-方。
0:01:21	岡-049 の指摘事項に対するコメント。
0:01:25	回答。
0:01:26	整理表のコメント順に、前回のご指摘を踏まえて修正した内容について、資料ごとに、
0:01:32	説明させていただきます。
0:01:36	N-S2-他-049 をお願いします。
0:01:43	指摘事項のNo.1 からNo.4 について、衛藤線量に関する説明書に対するコメントとなります。
0:01:51	こちらについて比較表を用いて指摘事項に対する回答についてご説明させていただきます。
0:01:59	N-S2- . 1002 回 01 括弧日の比較表をお願いします。
0:02:08	まずNo. 1 に対する新規事項No. 1 に対する反映箇所についてご説明させていただきます。比較表の 2 ページ目をお願いします。
0:02:20	こちら、先行プラントの相違理由に関しまして、
0:02:24	あと二つ目のところになりますが、管理区域の、
0:02:28	等設定について本説明書で説明するためこの区域については記載しないと前回記載しておりましたが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:37	今回、管理区域以外の区域には変更がないことから、そういう理由を修正しております。
0:02:44	No1 に対するコメント、回答は以上となります。
0:02:50	続いてなん、指摘事項のナンバー2 をお願いします。何になります。
0:02:56	ご指摘事項は、新たに設定した区域や境界が、図の 1-1 のどこに当たるか説明することというものになります。
0:03:06	目標の 5 ページ目をお願いします。
0:03:11	今回の資料修正で、図の番号を、図の 3-1 と変更しておりますが、
0:03:18	こちらの図について、境界等がわからないため、本文中に失明機を置きしております。
0:03:24	各表の 3 ページ目をお願いします。
0:03:29	比較表の中ほどの黄色ハッチングの箇所になりますが、こちらに新たに設定する境界等について記載を追加しております。
0:03:40	ナンバー2 に対するコメント回答は以上となります。
0:03:44	続いて、指摘事項No. 3 に対して、
0:03:47	する回答となります。
0:03:50	ご指摘事項を、
0:03:53	発電所全体図を示し、あと先ほどの比較表の 5 ページ目の図の設備の位置関係を説明することとなります。
0:04:01	比較表の 4 ページ目をお願いします。
0:04:08	こちらで新たに、
0:04:10	設備の設置場所がわかるよう、図を追加しております。
0:04:14	ナンバー3 に対する、
0:04:16	配当は以上となります。
0:04:19	続いてナンバー4 になります。
0:04:21	ナンバー4 の指摘事項につきましては、比較表の 5 ページの、
0:04:26	区域区分図について、点線が小岩示している内容について説明することというものになります。
0:04:35	比較表の 5 ページ目の備考欄ですが、
0:04:39	こちらに点線がこれが示してる内容について、区域区分範囲を示すというところで、
0:04:46	記載を追加しております。
0:04:49	以上が指摘事項に対する修正内容となります。
0:04:53	その他の修正については、
0:04:56	N-S人-を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:59	岡-049 の 4 ページ目以降に記載をしております。
0:05:09	前回のヒアリングで、登録の 1、6-4-2-4 の遮へい計算書に対するご指摘をいただいた内容につきましてこちらの資料、
0:05:20	も反映をしております。
0:05:23	ナンバー1 からナンバー3 がそちらに、
0:05:26	該当します。
0:05:29	比較表の
0:05:31	3 ページ目をお願いします。
0:05:36	第一段落の、
0:05:38	第一段落のところと、あと表のところにつきまして、介護放射線に係る設計基準線量率については、
0:05:46	設計基準線量率、
0:05:48	設計基準線量率に統一を図っております。
0:05:55	比較表の 5 ページをお願いします。
0:05:59	こちらについては図の番号を修正しております。衛藤適正化リストのところでは、ナンバー4 の、
0:06:06	修正となります。
0:06:08	線量に関する説明書について内の内容は以上となります。
0:06:15	続きまして、10 日に区域の出入り管理設備及び、
0:06:20	環境試料分析装置に関する説明書に対する指摘事項とその回答について、
0:06:27	ご説明させていただきます。
0:06:33	サイトウ整理表のNo.5 からNo.12 に、
0:06:37	ついて、比較表と補足説明資料を用いて回答。
0:06:42	回答いたします。
0:06:44	N2- 1057 回ゼロイチ括弧比の比較表をお願いします。
0:06:53	ナンバー59 の指摘事項になりますが、
0:06:56	中央制御室のチェンジングエリア付近の他社との相違理由を適正化することということになります。
0:07:05	比較表の 3 ページ目をお願いします。
0:07:11	島根の第 3 段落目の記載につきまして、チェンジングエリア用資機材の保管場所について、他社との相違理由が記載されておりましたので、ちょっとそういう理由の三つ目のところで、
0:07:23	設置場所の相違を追加しております。
0:07:27	No.5 に対する回答は以上となります。
0:07:30	続いてナンバー6 になりますが、こちら、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:34	指摘事項は、養生シートの交換点検等について、
0:07:39	点検等の運用について保安規定に基づき管理することを、適切な箇所に記載することとなります。
0:07:47	こちらにつきましては補足説明資料となります。
0:07:55	NS2一方010回03の補足説明資料をお願いします。
0:08:07	補足説明資料の通し番号の23ページ目をお願いします。
0:08:18	こちらに、
0:08:21	黄色ハッチングしておりますが、保安規定の下部規定に定めて管理することを追加しております。
0:08:29	ナンバー6についての回答は以上となります。
0:08:33	続きまして、No.7につきましては、指摘事項につきましては、中央制御室チェンジングエリア用資機材の保管場所をチェンジングエリア付近としているが、
0:08:44	通常時、チェンジングエリアは設置されないことを踏まえ、保管場所を適正化することとなります。
0:08:51	こちら説明書の比較表のほうの3ページ目をお願いします。
0:08:59	第3段落の黄色あっちングの箇所となりますが、チェンジングエリア資機材の保管場所の明確化のため、チェンジングエリア、設置場所付近、
0:09:09	と記載を見直しております。
0:09:12	No.7に対する回答は以上となります。
0:09:17	続いてナンバー8、
0:09:19	指摘事項につきましては、地方制御室チェンジングエリアの設置場所の、
0:09:24	建物の全体図を示すこととなります。
0:09:28	比較表の7ページ目をお願いします。
0:09:39	図の3-1の図につきましてチェンジングエリアの設置場所の明確化のため、上の図になりますけど、
0:09:47	建物全体図を、
0:09:49	追加しております。
0:09:54	No.8につきましては以上となります。
0:09:57	続いてNo.9になります。
0:10:00	ご指摘事項につきましては図の、
0:10:02	図3-2について、装備回収学校等の設置場所を追加することとなります。
0:10:09	比較表の1ページ目をお願いします。
0:10:15	図の3-2につきまして、
0:10:18	右側のレイアウト図についてですが、チェンジングエリア内の資機材配置、装備改修はこの位置がわかるように図を修正しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:29	補足説明資料の方も、同様に修正をしております。補足説明資料の、
0:10:35	通しページの 22 ページ目をお願いします。
0:10:43	こちららも説明書等、同様の内容、同様の図に修正しております。
0:10:53	No.9 に対する、
0:10:55	回答は以上となります。
0:10:58	続いて、ナンバー10 です。
0:11:01	No.10 の指摘事項は、排水大北受けた資機材の処理について説明することとなります。
0:11:09	補足説明資料の 13 ページをお願いします。
0:11:18	ここの黄色ハッチングの箇所になります。
0:11:22	要員の除染に用いる排水を受けた資機材について、使用後の取り扱いの明確化のため、線を、汚染検査を実施し、必要により除染して再使用することを明記しております。
0:11:35	こちら、
0:11:36	緊急時対策所のチェンジングエリアについても同様の内容を、通しページの 27 ページ目に追加しております。
0:11:45	No.10 に対する回答は以上となります。
0:11:49	続いてNo.11、
0:11:51	になります。11 の指摘事項は二つエリアと暗室と屋外の、
0:11:58	被ばく状況の違いを説明することとなります。
0:12:02	補足説明資料の通しページ 31 ページ目をお願いします。
0:12:14	こちらの図の 1.2-8 のズーになりますがこちらで示しておりますチェンジングエリアの微正圧化範囲に緊急時対策所、出口側の排出が含まれておりません。
0:12:29	満室での、
0:12:30	脱衣に関して、要員の被ばく状況について説明するよう指摘を受けたものになります。
0:12:37	こちらについて補足説明資料の 30 ページに、
0:12:41	説明を、
0:12:42	追加しております。30 ページ目をお願いします。
0:12:47	(4)の 3 段落目の黄色ハッチング箇所になりますが、
0:12:53	藤店扱う範囲でない、緊急時対策所チェンジングエリアの靴脱ぎ場での脱衣について、外部からの放射線による被ばく影響について明確化しております。
0:13:05	満室では、靴ヘルメット等の装備のみを脱衣することとしておりまた、このエリアでは、当建物内、このエリアは建物内に設置しているため、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:15	負圧維持に要員が不要な被ばくをすることはないということを追加しております。
0:13:23	No.11 に対する回答は以上となります。
0:13:27	続きましてNo.12 の回答になります。
0:13:32	指摘事項は、緊急時対策所のチェンジングエリアの圧力微正圧について具体的に説明することとなります。
0:13:42	こちら、補足説明資料の 30 ページ目をお願いします。
0:13:48	緊急時対策本部の正圧化範囲につきましては、100PASCAL以上と具体的な数値を記載しておりましたが、
0:13:56	お店扱う範囲については具体的な数値が記載されていませんでしたので、今回、注記にて、
0:14:03	サーズ設定目標値の 60%浸かる以上というところを記載しております。
0:14:11	No.12 に対する回答は以上となります。
0:14:15	以上が指摘事項に対する修正内容となります。続いて、その他の適正化場所についてご説明させていただきます。
0:14:29	回答整理表の 4 ページ目をお願いします。
0:14:36	ナンバー5 以降が、こちらの、
0:14:41	管理区域の説明書に関する、
0:14:45	修正内容となります。
0:14:48	まず比較表の 2 ページ目をお願いします。
0:14:58	1 ポツ、概要のところの第 1 欄、浦久米に黄色ハッチングしておりますが、中央制御室の共用に関する内容について明確化をしております。
0:15:08	適正化箇所のナンバー5。
0:15:10	この内容となります。
0:15:14	続いて 10 比較表の 10 ページ目をお願いします。
0:15:20	図の 3-3 につきまして、他が保管アクセス側の変更内容を反映し、第 4 保管エリアの形状を逆NGから四角に見直しております。
0:15:32	車適正化箇所のナンバー6 の内容になります。
0:15:38	続いて、補足説明資料になります。
0:15:43	補足説明資料の、年ページで 11 ページ目をお願いします。
0:15:55	こちら、液位、
0:15:57	に対する回答と同様になりますが、江藤神。
0:16:01	第一段落目のところ、黄色ハッチング場所ですが、チェンジングエリア付近というところからチェンジングエリア設置場所付近に保管するというところに修正をしております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:13	青果場所のNo.7 の内容になります。
0:16:16	続いて通しページの 26 ページ目をお願いします。
0:16:29	チェンジングエリア内の動線と整合を図るため、(2)の脱衣のところになりますが、
0:16:35	脱衣手順の、
0:16:37	に記載のゴム手袋の外側の立ちにつきまして、衛藤。
0:16:42	功刀場に、
0:16:44	もう一つ上の段落の靴脱ぎ場で脱衣するっていうところに記載しておりましたが、争奪エリア側で脱衣するに変更しております。
0:16:56	適正化箇所の生木の内容になります。
0:17:00	続いて通しページ 30。
0:17:02	ページ、30 ページをお願いします。
0:17:08	伴式空気浄化装置での空気循環についてチェンジングエリア付近としておりましたが、こちらはチェンジングエリア内に修正しております。
0:17:19	続きまして通しページの 34 ページ目をお願いします。
0:17:25	適正化箇所のNo.11 の内容になりますが、こちら、前回のヒアリング時に修正することをお伝えしておりましたが、表の
0:17:33	1.2-5、放射線防護具につきまして、
0:17:37	数量を前回提出時は百名分で見積もっておりましたが、今回 110 名分に修正しております。
0:17:48	続きまして通しページの 35 ページ以降ですが、
0:17:53	こちら、適正管理須藤のナンバー12 の内容にありますが図表番号について、
0:18:00	修正をしております。
0:18:03	通しページの 37 ページ目をお願いします。
0:18:08	そう。
0:18:09	こちらにつきまして、説明書側と同様になりますが、
0:18:14	アクセス数側の変更内容変更、変更内容を反映して第 4 保管エリアの形状を見直しております。
0:18:23	管理区域の出入り管理設備及び管環境試料分析装置に関する説明書の修正内容については以上となります。
0:18:32	こちらからの回答につきましては以上となります。
0:18:39	規制庁藤田です。ご説明ありがとうございました。それではこちらからご質問ございますでしょうか。
0:18:50	規制庁岩崎です。
0:18:58	まず、じゃあ、どうでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:07	出入りの方の比較表のですね
0:19:12	5 ページなんですけれども、
0:19:14	ごめんないちよつとこれ、ちよつと前回指摘したのがちよつとナカムラでちよつと本日いなくてあれなんですけどちよつと我々の認識としては
0:19:24	区域区分図の点線の凡例をちよつと示していただきたいなっていう認識だったんですけど。
0:19:32	備考欄に書かれていてですね一方でその本体資料の方に本当に資料とかその説明書にあると備考欄等で消えてしまうので、あまり判例としてのちよつと
0:19:44	意味、意味が意味がないというわけじゃないですがちよつと凡例としてはちよつと記載されてないのかなと思っていて何か判例として記載していただきたいんですけど、いかがですかね。
0:20:00	失礼しました。中国電力の南です。こちらにつきましてはですね前回一番最初にコメントいただいた時は判例。
0:20:12	等でちよつとわかるように、この点線が区分、ここで、この図で言いますとA区分とC区分はそれぞれ分けているわけなんですけど、
0:20:22	その区分の分けのところの境界を表しているんだと、いうことを示してないかというお話いただいております。で、それに対してですね当日のヒアリングの最後のところでですね、
0:20:37	少しこの図についてはまた
0:20:40	節コーン、これまでの設工認とかでもですね、線量区分図として使用してですね、特に
0:20:50	この凡例とかについて、今までちよつと示していないというところもあってですね、できれば、
0:20:58	備考欄等でご説明させていただくというようなことでどうかというところを、ちよつとご提案させていただいてですね、そういうことであるならばそれでもいいかなと。当日ですね、
0:21:11	いただいたと思ってちよつと今回、そのような修正で御説明資料を作成したというところがございます。まず、こちらからのご説明以上になります。
0:21:31	規制庁岩崎です。さあ、そういうあれ話の流れでしたっけすいませんちよつと。
0:21:36	私も1回目がもう結構前ですね11月ぐらいでしたっけ。ちよつとすいませんあんまり覚えてなくて申し訳なかったが、
0:21:45	わかりましたちよつと一旦そこで納得してたんだったらいいかな。わかりましたじゃ
0:21:53	そういう観点でいけば、大丈夫ですちなみに、あれすかね要するに他の図との野瀬清剛元ってここだけ判例を書くのはいまいち。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:03	ていうことってということですかね。
0:22:06	中国電力の南です。はい。今、ご理解いただいている通りです。他のところでもここ、これはこの部分だけの図を表しておりますけど、
0:22:16	発電所の建物の全体図を表すようなところとか、今回の中ではございません 今回はもうここしかないんですけど今回の新規制の中では、これまで他の設置許可の申請等で使ってきた図等でもですね
0:22:32	そのようにしたのがなかったので今回そういうふうに特別には書かずにご説明とさせていただけないかということでお話させていただいたところになっております。以上です。
0:22:52	県庁イワサキですわかりましたありがとうございます。
0:23:06	この人が常時勤務するところについて私からは以上です。
0:23:13	はい、わかりました。
0:23:29	規制庁岩崎です。
0:23:36	環境試料分析装置の方の
0:23:44	すいません説明書の 5 ページのですね
0:23:49	緊対所のチェンジングエリアの配置図があると思うんですけどすみませんあんまり本質的じゃなくて細かいところ、細かいところで申し訳ないこの脱衣エリアのところにある中子赤い四角ってこれなんですかね。
0:24:08	中国電力の原です。衛藤脱エリアの箇所に、簡易テントを来まして、
0:24:15	そちらlatentが二つあるっていうところで、
0:24:18	今、
0:24:19	衛藤図に記載をしております。以上です。
0:24:25	中国電力の南です。すいません今赤飯野は黄色のバックのところにあるやつということでよろしいでしょうか。今の説明はですね、その青いところのは、
0:24:37	経験スズキ麻生そうですねサーベイヤーの方じゃなくて脱衣エリアの屋外への動線の方にかかっている赤い四角なんですけど、
0:24:49	すいません中国電力の原です。割愛しておりましたけど、離脱エリアの赤い枠につきましてはこちら可搬式の空気浄化装置を、
0:24:59	設置する場所となります。
0:25:03	以上です。
0:25:15	中国電力の原です。すいません。ちょっと補足説明資料の通しページの 24 ページ目をお願いします。
0:25:27	こちらには、ちょっと追記し、と記載しておりましたが、
0:25:32	説明書側の図には反映できておりません。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:35	こちらに可搬式空気浄化装置を設置しましてチェンジングエリア内の空気を循環させて、
0:25:41	空気、江藤放射性物質を低減することになります。以上です。
0:25:50	規制庁イワサキ井澤から補足のほうには書いてあるんですね一方で医師、
0:26:00	結構いろんな脱衣した
0:26:04	ゴーグルをこう入れる箱は結構細かく書いてあるので並びをとって
0:26:12	可搬式の空気清浄金を御説明入れていただいてもいいかなと思うんですけどその辺はちょっとご検討いただければと思います。
0:26:19	よろしくお願ひします。
0:26:22	中部電力の羽田です。衛藤御説明追記する方向でちょっと検討させていただきます。以上です。
0:26:55	規制庁藤田です。すいません補足説明資料のP30のところをお伺ひしたいんですけれども、
0:27:04	当たり前と当たり前なんですけどその黄色ハッチングで修正し、追記していただいたと思うんですけれども、
0:27:11	基本的に病院が汚染されないように、微正圧化ではないんですけど、もし口とかヘルメット等の装備、
0:27:21	2 放射性物質とかがついてる場合そこで脱ぐことによって、要員が汚染されないから、b制圧範囲ではないんですけど、
0:27:32	二つ維持の外部からの被ばく、要員が汚染されないっていう理解でよろしいでしょうか。
0:27:43	中国電力の羽田です。ご認識の通りでこちらにつきまして、こちらでの撮影につきましては靴であったり、
0:27:51	ヘルメットのみで要員自体はまだ装備起きている状態となりますので、ちょっと要員が汚染するところはございません。
0:27:59	以上になります。
0:28:01	規制庁藤田です。了解いたしました。
0:28:13	うん。
0:28:15	きちっとイワサキです補足の 13 ページなんですけど、修正いただいた箇所での、
0:28:22	配水池と資機材については汚染検査を実施し、必要により除染し再使用すると書いてあるんですけど
0:28:31	これは必要によりってというのは汚れてたら必要により助成するってことですかね何か、基本的にこの

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:40	排水の受けた資機材っていうのは、基本的に何回も再使用することを目的としてもし汚れてたら必要によって、
0:28:48	除染するっていうことですか。
0:28:50	ごめんなさい。何が聞きたいかという基本的には再利用するっていう認識でいいですよ。これ必要によりは除染費にしかかかってないってことですよ。
0:29:02	中国電力の原です。英語ご認識の通りでございます。衛藤基本的には採用、そういうことで、
0:29:08	藤千賀、確認された場合は、本当除染をする。
0:29:13	除染をして再使用するということになります。以上です。
0:29:19	はいわかりましたありがとうございます。等続いて 34 ページのですね、すいませんちょっと、これ前回ご説明いただいた河野ちょっと覚えてない
0:29:31	要員の数の見直してっていうのは、これ
0:29:39	な、
0:29:40	何、何でこう 10 名足されたんですなんか何ていうか訓練か何かをして 100 じゃ足りないというふうに、
0:29:50	判断したのか、何か 110 名にふやした理由って、
0:29:55	何かご説明いただけます。
0:29:59	中部電力のハラですと、こちらにつきましては、設置許可の説明時からちょっと百名、110 名としておりました。
0:30:08	今回ちょっと設工認の記載、土地を作る際に、年反映ができていなかった部分になります。
0:30:16	と、
0:30:17	一番、
0:30:18	当初はですけど、百名で計算しております、
0:30:22	あとこのプラス運転員 9 名というところになります、こちら、衛藤、
0:30:28	交代要員分、交代する運転員要員分を、
0:30:33	別途考慮すべきというところで、設置許可の段階で、プラス 9 名を考慮して、110 名で算出をしておりました。
0:30:42	以上になります。
0:30:49	規制庁イワサキさんわかりましたちょっと許可との関連がちょっとあんまりリンクしなくてすみませんもともと許可で 100110 で出していたのであとで、
0:31:00	100 でやっていて、許可で 110 にしたのの反映漏れということですね了解しました。ちなみに、
0:31:07	許可でこの人数に対して、
0:31:10	研究してるってことは、これは何か

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:16	何て言うんすか
0:31:18	例えば今後、
0:31:22	もうちょっとふやすとかっていう話になると、
0:31:26	また、
0:31:27	あれなんですかなんかで手続き的なものがないですかそれとも
0:31:31	適宜見直しできる人数なんすかね、これを。
0:31:45	中国電力の南です。今のお話は緊急時対策所の対策要員の 110 名で 110 名 というか 101 名というところになるんですけど、
0:31:56	これについては、ある程度、許可との整合というかその人数で、SAの対策を するというようなことを説明してございますので、これについてもし変更が生じ る何らかで、要員が必要となる。
0:32:10	作業があるとかですそういうことになるのであれば、それは許可等の関連が 出てくるというふうに考えております。ただ、それを基にですねここはですねそ の資機材をどう何個用意するかを、
0:32:23	その 101 名に対して、予備で 110 名として掛け算をして、計算して、こういう値 をしたという等も含めて、も設けたというものでありますので、
0:32:34	このカードについては一番下ですね、注記にあります通り、今後の訓練等 によって、服とかの下腹の数ですとか、そういうものは見直しは適宜
0:32:46	我々の事業者の実施の範囲でできるというふうに考えております。以上です。
0:32:54	きちっとイワサキさいわかりましたそそうですよね。認識は同じではい。大丈夫 でした。すいません。ありがとうございます。
0:33:21	規制庁志田です。すいません少々お待ちください。
0:36:12	こちら規制庁フジタです。これ、
0:36:15	お待たせしてすみませんこちらからの質問は以上です中国電力からこちらに ご質問等ございますでしょうか。
0:36:29	中国電力の原です。特にございません。以上です。
0:36:33	規制庁藤田です。それでは本日のヒアリング終了したいと思います。
0:36:39	ありがとうございました。
0:36:43	中国電力の原です。本日のコメントにつきまして、確認させていただいてです ねすいません。では規制庁伊田です。確認よろしく申し上げます。
0:36:54	資料共有しますので少々お待ちください。
0:37:13	中国電力の原です。ただいま、共有させていただきましたが、確認できますで しょうか。
0:37:22	規制庁藤田です確認できてます。
0:37:27	こちらから特にコメントございません。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:38	あ、中部電力の原です。読み上げは特に不要でしょうか。
0:37:43	大丈夫ですこの事項ですかね一応読み上げていただけますでしょうか。すみません。
0:37:51	はい。
0:37:52	中国電力の原ですと、ナンバー1につきまして、
0:37:57	衛藤。
0:37:58	添付ア.
0:38:00	ー057 のページ 5、5 ページ目ですが、可搬式空気浄化装置の説明を、図中に記載することとなります。
0:38:09	以上です。
0:38:12	規制庁藤田です。確認できましたので、ありがとうございます。
0:38:20	他、規制庁からとつくにコメントはあります。
0:38:24	麻生、中国電力から、すみませんコメントございますでしょうか。
0:38:42	中国電力の原です。こちらからは特にございません。
0:38:47	規制庁藤田です。了解いたしました。それでは
0:38:52	本日のヒアリング終了したいと思います。
0:38:56	ありがとうございました。
0:38:59	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。